平成２７年（フ）第１７１号
和歌山県海南市下津町小松原７番地４
債務者　山野　輿之
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　栄治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第６９号
広島県呉市押込４丁目34番４号
債務者　五十嵐治人
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第６８号
福岡県直方市大字頓野1502番地42
債務者　松元　悦子
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　邦夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第２９７号
北九州市八幡西区藤田２丁目２番10―401号
債務者　Ｂａｒテイク５こと　石田　康雄
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６３号
鹿児島県いちき串木野市平江20312番地31
債務者　橋之口篤博
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒沢佐和美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第９６９号
横浜市神奈川区六角橋６丁目16番13号　ヒルサイドハウス104号
債務者　加藤　和江
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若井　公志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月５日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９７０号
横浜市神奈川区六角橋６丁目16番13号　ヒルサイドハウス104号
債務者　加藤　美和
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若井　公志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月５日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６４号
熊本市中央区南坪井町７番７―905号　Ｇ．Ｓハイム筑紫、前住所熊本県阿蘇郡高森町大字高森3096番地１
債務者　髙久保宏治
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　孝充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５３号
鹿児島県霧島市国分福島１丁目６番22―306号　エクセル福島
債務者　神田　慎也
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　雨宮　敬之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月５日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
三重県松阪市湊町208―１　吉田方、住民票上の住所三重県鈴鹿市西冨田町771番地の２
債務者　マコー美容室Ｐｒｏｆｅｓｓｉｏｎａｌ　Ｓａｌｏｎこと　田中　篤
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　正洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第９７５号
札幌市手稲区手稲本町２条５丁目12番56―905号
債務者　大石　武男
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９１号
岐阜市高河原235番地１　コーポ日比野Ｄ棟205号室
債務者　水野　領
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　和則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月９日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第５５０号
愛知県東海市名和町二三ノ井上35番地１　ライゼいかみ205号室
債務者　細江　健次
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月27日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５６０号
岐阜県羽島市桑原町西小薮１丁目92番地、従前の住所名古屋市千種区高見１丁目１番５号ヨコチビル３Ｂ１号
債務者　岡田　啓司
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小出　智加
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月27日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５６１号
岐阜県羽島市桑原町西小薮１丁目92番地、従前の住所名古屋市千種区高見１丁目１番５号ヨコチビル３Ｂ１号
債務者　岡田　敦子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小出　智加
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月27日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３３０号
静岡県榛原郡吉田町住吉5073番地の１　グランストーク桜201、旧住所静岡県榛原郡吉田町住吉4846番地の１
債務者　田形　勝
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川アトム
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
静岡地方裁判所民事第２部